

新しい法規定及び重要な 税務方針のアップデート

2025年8月



目次

本ニュースレターは、グラントソントンベトナムの大切なお客様に、新たに公布された規定、**official letter**および関連する税務ガイドラインに関する最新情報をお届けいたします。

1. Decree No. 221/2025/ND-CP

外交および社会経済発展の目的に資する特定の外国人に対する一時的なビザ免除に関する規定。本Decreeは2025年8月15日より施行。

2. Decree No. 188/2025/ND-CP

2025年7月1日に公布された健康保険法の施行に関するガイダンス。本Decreeは2025年8月15日より施行。

3. Decision No. 114/QĐ-BCĐTTTC

ホーチミン市およびダナン市における国際金融センター設立のための行動計画。

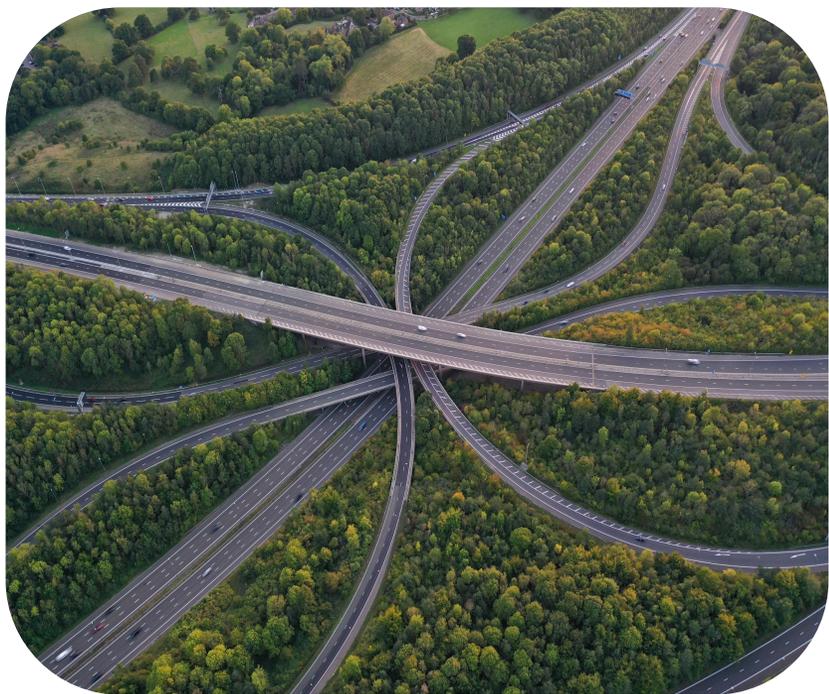
4. Official letter No. 2821/CT-TS

納税者が転職する際の扶養者登録に関する提案について、税務当局による承認。

5. Official letter No. 413/VLO-QLDN2

繰延払条件で購入された商品およびサービスに係る仕入付加価値税（VAT）の控除に関するガイダンス。





1. Decree No. 221/2025/ND-CP

- 政府は2025年8月8日付で、社会経済発展に資する優先対象グループに属する特定の外国人に対する一時的なビザ免除に関するガイダンスを定めたDecree No. 221/2025/ND-CPを公布しました。本Decreeは2025年8月15日より施行されます。
- 本Decreeは、外交関係の強化、投資および経済協力の誘致、外国人専門家や高度人材がベトナムで活動するための有利な条件の整備、文化・社会交流の促進、さらには出入国管理における柔軟性の向上など、多くの実務的な利益をもたらします。本ニュースレターでは、本Decreeの主要な内容についてご紹介いたします。

1. Decree No. 221/2025/NĐ-CP (cont.)



適用対象者

- 党、国家、政府、国会、祖国戦線、司法機関、大臣、または省・市の指導者に招待された高位の来賓。
- 学者および専門家：教授、科学者、主任技術者、高度なデジタル技術専門人材。
- 大規模なグローバル企業の投資家および経営幹部。
- 文化、芸術、スポーツ、観光分野で影響力を持つ人物。
- 在外ベトナム名誉領事。
- 大学、研究機関、または主要企業（政府がリスト化・承認したもの）に招待された来賓。
- 外交または社会経済上の目的のために公安省が特別に決定するその他の特例ケース。



基準および条件

- **基準**：Decree付録Iに規定された要件を満たすこと（当該リストは政府により更新可能）。
- **ビザ免除の条件**：
 - ✓ 有効なパスポートを所持していること。
 - ✓ 目的、期間、個人情報などを明記する、権限ある機関からの公式要請書（様式NA-01またはNA-02）を所持していること。
 - ✓ 関連法令に基づく入国停止や渡航禁止の対象とならないこと。



特別ビザ免除カード

- 電子形式またはICチップ搭載カードとして発行可能であり、いずれも法的効力は同一です。
- ビザ免除の有効期間は最長5年間です。
- 当該カードを使用する外国人は、入国1回あたり最長90日間の一時滞在が認められます（ただしビザ免除の有効期間が90日未満の場合はその期間に準じます）。有効期限満了後は、関連法令に基づき滞在延長許可またはその他の出入国関連書類の申請が可能です。

2. Decree No. 188/2025/ND-CP

政府は2025年7月1日付で、健康保険法の詳細な施行ガイダンスを定めたDecree No. 188/2025/ND-CPを公布しました。本Decreeは2025年8月15日より施行されます。

本DecreeはDecree 146/2018/ND-CPおよびDecree 75/2023/ND-CPに代わるものであり、新たに以下の規定が導入されています。

| 主要内容 | 新しい主要規定 |
|--------------|--|
| 適用対象者と拠出水準 | 健康保険の全国的な適用を実現するため、対象者グループの拡大。詳細な拠出ルールの明確化。 |
| 拠出免除 | 不可抗力事由(自然災害、疫病、緊急事態など)の場合、健康保険法2024年第48b条に基づき滞納に対するペナルティの免除。 |
| 国庫補助水準 | 特定グループ(学生、人身取引被害者、準貧困層世帯など)への政府補助の拡充。 |
| 医療費の払い戻し | <ul style="list-style-type: none">透明性・実効性を確保するため条件、上限、実施原則の明確化。給付範囲を拡大:登録医療機関以外での外来治療について、従来のように全額自己負担する必要無い(2025年7月1日より適用)。特別ケースを補償:6歳未満でまだ保険証未交付、更新・再発行待ち、救急治療、保険証不具合や誤記修正未了の場合、保険証がなくても健康保険給付が適用。 |
| 医療データの確認 | 2026年1月1日までに全国健康保険データベースによる確認の実施。 |
| 5年間継続加入 | 新規定:5年連続して健康保険に加入し、その年の自己負担額が基本給6か月分を超えた場合(12月31日時点)、超過分は100%補償。 |
| 規定の適用 | 旧規定と新規定が競合する場合は、被保険者に最も有利な規定の優先適用。 |
| 行政区画の変更時の継続性 | 行政区画や行政単位が変更された場合でも、被保険者の権利は維持。 |

3. 国際金融センター(IFC)の設立に関するDecision No. 114/QD-BCDTTTC

Decision No. 114/QD-BCDTTTCは、ベトナムにおける国際金融センター（IFC）設立のための行動計画を公布し、2025年末までにホーチミン市およびダナン市での運営開始を目標としています。これは、長期的投資、グローバル企業、先端技術、高度人材を誘致し、社会経済発展を促進するための重要な取り組みです。

- **重点分野**：特別な法規制の枠組みの整備。国際的に競争力のある環境の構築。透明性の確保。国際基準に整合。さらに、インフラ整備、フィンテックの推進、先進的人材育成、現代的な金融エコシステムの構築。
- **優遇措置**：税制優遇、輸出入政策、商品流通、労働・雇用・社会保障分野での支援。これらの政策により、地域的に競争力のある環境を提供し、国際的な投資家、企業、革新的企業の誘致。
- **期待される効果**：イノベーションの推進、デジタル経済の発展、そして地域および世界におけるベトナムの金融的地位の向上。



4. 2025年7月30日付Official Letter No. 2821/CT-TS

納税者が転職する際の扶養者登録に関する提案に対する税務当局の回答。

提案

- 納税者より、「転職する際に扶養者を再登録する必要を撤廃してほしい」との提案が提出されました。
- 現行規定（財務省の2013年8月15日付Circular 111/2013/TT-BTC）によると：
「納税者が転職した場合、新しい雇用主が、納税者の個人所得税（PIT）の控除申請書類を作成する際に、扶養者を再登録する責任を負う」
- 実務上は、従業員が転職した際に扶養者登録が更新されるまでに空白期間が生じやすく、その結果、家族事情に基づく控除をタイムリーに受けられないという問題が発生しています。



税務当局の回答

- 税務当局はこの懸念を認識し、新しい個人所得税法および税務管理法において、この規定を見直すことを検討しました。

2025年7月17日、財務省は新しい個人所得税法案の草案を公表し、意見募集を行いました。

これに関連し、同草案の第11条第2項には以下のように規定されています。

「扶養者控除の適用は、各扶養者について一人の納税者のみが適用できるものとする」

現行の規定（Circular 111/2013/TT-BTC第9条第c項第c.2.4点）では、

「各扶養者については、同一課税年度において一人の納税者のみが控除できる。複数の納税者が同一扶養者を扶養している場合、どちらが扶養者控除を申請するかについて合意する必要がある」

とされており、これと比較すると、新しい個人所得税法案では本件に関する変更が明確に示されていないことが確認されました。したがって、この点については、正式な法律が公布された後も引き続き注視する必要があります。

5. 2025年8月11日付Official Letter No. 434/VLO-QLDN2

Vinh Long省の税務当局 – 分割払／繰延払に係る付加価値税（VAT）の控除に関するガイダンス。

法的根拠

- Decree 181/2025/ND-CP第26条第2項第g点によれば：
- 「5百万VNDを超える商品／サービスを分割払／繰延払で購入する場合、仕入付加価値税（VAT）の控除を受けるためには、銀行振込その他の非現金決済による支払が必要とされる」
- 「支払証憑がまだ入手できない場合でも、契約上の支払期限が到来していなければ、企業は一時的に仕入VAT控除を申告することができる」
- 「しかし支払期限までに有効な非現金決済証憑が提出されない場合、すでに控除されたVATを返還しなければならない」
- 「税控除の権利を確保するためには、期限内に適時かつ適正な支払証憑がすべて揃っていることが必要である」



Vinh Long税務当局の結論：

- 「繰延払による商品／サービスの購入について、契約上の支払期限に非現金決済の証憑が存在しない場合、会社は既に控除した仕入VATを返還する必要がある」
- 「合意された繰延払期限を過ぎて非現金決済を行っても、その支払は仕入VAT控除の対象として認められない」

影響および推奨事項：

- Official letterのガイダンスによると、支払期限を過ぎても有効な非現金決済証憑がない場合、後日支払を行ったとしても企業は仕入VAT控除を受けることができません。これは実務上、企業に大きな課題をもたらす可能性があります。リスク軽減のため、以下の対策が推奨されます。
- 非現金決済の証憑（銀行振込明細や電子決済確認書など）を適切に保管し、VAT控除権を確保します。
 - VAT申告書作成前に、支払スケジュールと証憑を確認・照合し、不足している支払証憑を早期に発見し対応します。
 - 会計、調達、法務文書チーム間の内部手続きを強化し、透明性とコンプライアンスを確保することで、ペナルティや予期せぬVAT修正リスクを最小化します。必要に応じて、契約補足（アドエンダム）により支払期限を延長することも検討します。

連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直し
ていただきますようお願いいたします。

税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、 Grant Thornton ベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「[タックスハブ](#)」にてご確認いただけます。

ハノイ本店

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Nghia Do Ward, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn



Hoang Khoi

Senior Partner, National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com



Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com



Hoang Viet Dung

Tax Director
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com



Masanobu Taniguchi 谷口 雅宣

Director - Japan Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101



Valerie - Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com



Dang Hai Ha My

Tax Director
D +84 28 3910 9241
E my.dang@vn.gt.com



Jin Nishina 仁科 仁

Director - Japan Desk
D +84 28 3910 9208
E nishina.jin@vn.gt.com



Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com



Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director
D +84 28 3910 9277
E khanh.do@vn.gt.com

© 2025 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.